

平成 29 年度 国内需要安定化事業  
「旬香周島おきなわ包括プロモーション・検証業務」  
企画公募型コンペティション 応募要綱

平成 29 年 7 月



**平成 29 年度 国内需要安定化事業  
「旬香周島おきなわ包括プロモーション・検証業務」の実施に伴う  
企画公募型コンペティション 応募要綱**

## 1. 趣旨

沖縄県から委託を受け一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下、「OCVB」という。）が実施する国内需要安定化事業の一環として、国内における沖縄県への安定的な誘客と観光経済効果の向上を図るため沖縄の旬の魅力を広く発信する「旬香周島おきなわプロモーション」を実施している。本業務においては、「旬香周島おきなわプロモーション」事業効果検証及び今年度実施している各プロモーションを包括するプロモーションを行うことで浸透率向上を図ることを目的に企画提案を募集し、「公募型企画コンペ」により総合的な評価に基づき委託事業者を選定する。

## 2. 業務の概要

- (1) 業務名：「旬香周島おきなわ包括プロモーション・検証業務」
- (2) 契約期間：契約締結の日から平成 30 年 3 月 5 日（月）まで
- (3) 業務概要：別添『「旬香周島おきなわ包括プロモーション・検証業務」企画公募型コンペティション仕様書（以下「仕様書」という。）』を参照
- (4) 委託予算規模：10,000 千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

## 3. 連絡先

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー  
誘客事業部 営業推進室 国内プロモーション課 担当：平良、東口、高橋  
〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター 2 階  
TEL : 098-859-6125 FAX : 098-859-6222 E-mail : kokunai\_rosen@ocvb.or.jp

## 4. 応募資格

- (1) 企画提案の参加資格は、次の要件を満たす企業又は団体とする。
  - ①地方自治施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと
  - ②役員に次のいずれかに該当するものが含まれていないこと。
    - ア 破産者で復権を得ない者。
    - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
    - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」とする）。
    - ③暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。
    - ④沖縄県内に本社、支社又は営業所を有すること。
    - ⑤本業務を運営するにあたって、必要に応じて事務局と速やかに連携を行うなど、業務を円滑に履行することができる体制が整備されていること。
    - ⑥複数の企業等でコンソーシアムを構成し応募する場合は、幹事企業を選定しており、かつ当該幹事企業が④の条件を満たしていること。
    - ⑦沖縄県より指名停止措置を受けていないこと。
  - (2) 応募にあたっては、以下に留意すること。
    - ①1 社又は 1 コンソーシアムにつき 1 提案の応募とすること。
    - ②一つの企業が複数のコンソーシアムを通じて二つ以上の提案をすることは出来ないものとする。

## 5. 手続き及びスケジュール

- (1) 応募に係る資料の配布及び場所
  - 配布期間：平成 29 年 7 月 10 日（月）から平成 29 年 7 月 20 日（木）12:00 まで
  - 配布場所：一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー
  - 公式 Web サイトに資料掲載 <http://www.ocvb.or.jp/>（新着情報、公募）

- (2) 応募説明会

参加申込：平成29年7月14日(金) 9:00まで

申込方法：所定の様式(様式1)に必要事項を記入の上、FAX又はE-mailにて提出

申込先：「3.連絡先」参照

説明会日時：平成29年7月14日(金) 11:00～12:00(受付10:30から)

説明会会場：沖縄産業支援センター2階 203会議室

住所：沖縄県那覇市字小禄1831-1

地図：<http://www.okinawa-sangyoushien.co.jp/>

会場スペースの関係上、なるべく各社1名での参加をお願いします。

(3)企画参加申込

参加申込期間：平成29年7月10日(月)から平成29年7月20日(木)12:00(正午)まで

申込方法：所定の様式(様式2)に必要事項を記入の上、原本を郵送または持参

申込先：「3.連絡先」参照

(4)応募に係る質問受付及び回答

質問受付：平成29年7月26日(水)12:00(正午)まで

※質問は所定の様式(様式3)に記載の上E-mailでの受けとし、電話等その他の方法では受けない。

質問回答：全参加申込者へメールにて案内

(5)応募書類の提出

提出期限：平成29年8月3日(木)12:00(正午)まで

提出方法：「8.応募書類等」に定める書類を郵送または持参

提出先：「3.連絡先」参照

(6)疑義照会

期限までに提出のあった企画提案書について、後日OCVBより疑義照会を行うことがある。

(7)応募書類の審査及び結果の通知

「7.審査」にて定めるとおり。

(8)契約の締結

契約予定事業者選定後は、OCVBが作成した仕様書及び当該事業者が提出した企画提案書と予算見積書の内容に基づき、双方協議の上で「委託仕様書」と委託額を決定し、契約を締結する。

ただし、OCVBと契約予定事業者が委託契約に必要な協議で合意に至らなかった場合は、次順位以降の事業者を繰り上げて協議の上、契約を行うものとする。

## 6. 再委託

本事業を実施するにあたっては、OCVBの承認なくして、委託業務の全部または一部を第三者に委託(以下「再委託」という。)してはならない。この場合の再委託者の資格については、本要綱「4.応募資格」の規定を準用するものとする。

## 7. 審査

(1)応募書類の審査

①提出された企画提案書に対し審査を行い、1次審査・最終審査を経て契約予定業者を選定する。原則として、1次審査は書面審査にて行い、上位3社程度を選出し、最終審査へ進むものとする。ただし、応募件数によっては、最終審査のみを行い、契約予定事業者を選定する場合もある。

②最終審査はプレゼンテーションによる審査を行う。最終審査会の開催日時及び場所については、1次審査通過者に対して日時及び場所の通知を行うこととし、公開しない。なお、1次審査・最終審査の内容についての問合せには対応しない。

(2)審査基準

提出された企画提案書、予算見積書等の応募書類に対し、仕様書に示す要件の表現方法及び独自提案の優位性について、以下の観点から総合的に判断する。

①企画提案の根拠及び企画の実現性があるか。

②本業務の趣旨に合った明確かつ適正な効果検証と分析の手法選定がされているか。

③「旬香周島おきなわプロモーション」の包括的なプロモーション手法の提案がされているか。

④実施内容を踏まえた実施体制・スケジュールとなっているか。

⑤効果測定に適した実施・報告方法となっているか。

⑥見積額は予算の範囲内であり、かつ明瞭で明確、適正であるか。

(3)審査結果の通知

最終審査結果は、平成 29 年 8 月 18 日(金)までに通知するものとする。

## 8. 応募書類等

応募に際し提出する書類は以下のとおりとし、(1)～(4)については、会社名、個人名が記載されクリック止めるものを各 8 部提出すること。

### (1) 会社概要 (様式 4)

コンソーシアム等、複数の企業により構成される場合、構成企業全ての会社概要を提出すること。  
なお、会社概要資料（パンフレット）等の添付は 1 部のみでよい。

### (2) 類似案件の実績表 (様式 3)

構成企業別に過去 5 年以内に行われた全ての類似案件実績を示すこと。

### (3) 企画提案書及び提案概要書

- ・仕様書に基づき「企画提案書」及び企画提案書の内容を A4 版 1 枚にまとめた「提案概要書」を提出すること。
- ・提案書には、要求された仕様の実現方法及び独自の提案内容をわかりやすく提示すること。
- ・国内客の国内取扱高及び内沖縄宿泊分を明記すること。  
※記載は必須ではないが、記載が無い場合減点対象とする。
- ・それぞれサイズは A4 横置き・長辺綴じ・両面印刷の場合は縦開きとし、明瞭簡潔に示すこと。  
(下図参照)
- ・提案書は両面印刷で 20 ページ以内に納めること。(表紙、目次、見積りを含まない)



### (4) 予算見積書

- ・委託業務に係る広報宣伝費、人件費等について所要経費を見積もること。
- ・金額の単位は円とする。
- ・合計金額には消費税(8%)を含むものとし、委託業務の総経費に係る消費税については1 円未満の端数がある場合、切り捨てて計算するものとする。

※企画費、人件費など、自社内の経費として、外注先との領収書等が発生しないものについては、精算の際、原則として見積時の積算を超えることは出来ないものとする。

### (5) 評点概要書 (様式 5)

企画提案に基づき、それぞれの項目に記入例を参考に簡潔に記載し、「3. 連絡先」のメールアドレスあてにデータで提出する。

## 9. その他留意事項

- (1) 応募書類の作成及びプレゼンテーション会場への旅費交通費等に関する費用は、申請者の負担とする。
- (2) 応募書類に虚偽の記載をした場合には、応募を無効とする。
- (3) 応募書類に不備・不足がある場合、審査の時の減点対象となる。
- (4) 応募書類の提出後は、記載された内容の変更は認めない。
- (5) 提出された応募書類は、返却しない。

以上